

各部（局）長 殿

総 務 部 長

（公印省略）

令和 5 年度 予算編成方針について（依命通達）

令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」は、いわゆる「骨太の方針」と呼ばれ、国の予算編成の基本方針ともなっている。この方針では、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているなかで、新しい資本主義に向けて推進していく 5 つの重点投資分野として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」を掲げている。また、社会課題の解決に向け、「民間による社会的価値の創造」、「包摂社会の実現」、「多極化・地域活性化の推進」、「経済安全保障の徹底」の 4 つの取り組みを掲げており、計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現していくとしている。

また、本年 8 月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「現状の景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが予想される。ただし、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」とされている。

このような国の動向を常に注視しながら、地域に見合った施策を、適時適切に行っていく必要がある。

一方で、本市の令和 3 年度決算は、実質収支額<sup>1</sup>が 11 億 4,086 万 7 千円となり、前年度からの繰越金のほか、財政調整基金への積み立てや取崩しなどの収支を調整する要素を除いた実質的な収支である実質単年度収支<sup>2</sup>は 11 億 4,083 万 6 千円となり、いずれも大きな黒

---

<sup>1</sup> 実質収支額…歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源

<sup>2</sup> 実質単年度収支…当該年度実質収支－前年度実質収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還金－財政調整基金取り崩し額

字となっている。

しかしながら、この要因としては、過去に民間工場へ交付した補助金の返還金や国の補正予算に伴う普通交付税の増、コロナ禍による事業の中止・縮小など、いくつもの特殊要因が重なった結果であり、平成28年から令和2年度までの実質単年度収支が赤字であることを考えると、決して楽観視できる状況ではないといえる。

また、今年度末には賑わい施設「アフレア」が、令和5年度には道の駅「蓮如の里あわら」が開業を控えており、これによる新たな財政需要が見込まれているほか、芦原温泉駅周辺整備や道の駅「蓮如の里あわら」整備にかかる地方債の償還が、今後、本格化していくなかで、公債費<sup>3</sup>の増も見込まれている。

さらには、昨今の原油価格や物価の高騰は収まる気配がなく、市の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想され、将来に向けた持続可能な財政運営を行うためにも、財源確保や歳出削減、業務見直しなど、継続的に、また確実に取組んでいかなければならない。

以上のことから、令和5年度の当初予算編成方針を下記のとおり決定したので、命により通知する。

## 記

### 令和5年度 予 算 編 成 方 針

#### 1 基本方針

義務的経費以外の経費については、原則、一般財源ベースで新規・拡充事業も含め令和4年度当初予算額以下とする。

#### 2 重点施策

「第2次あわら市総合振興計画後期基本計画」のテーマである「誰もが夢や希望を持ち元気に笑顔で暮らす活力あふれるまちへ」を実現するため、重点的に実施していく施策をまとめた6つのプランを総合的かつ複合的に推進するが、厳しい財政状況に鑑み、重点施策であっても、新規・拡充は、この時期を逸すると実現が困難な施策・事業のみを基本とする。

#### 3 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

厳しい財政状況の中、限られた財源を重点施策に配分する必要があることから、新規事業の計上及び既存事業を拡充する場合は、必ず既存事業の削減を行うことにより財源を捻出すること。

---

<sup>3</sup> 公債費…地方債元利償還金＋一時借入金利息

また、継続して実施する施策については、前年度を踏襲し、漫然と実施するのではなく、当該施策の目的を再度考察し、所期の目的を達成したもの若しくは目的達成の可能性がないものについては廃止する等、これまで以上に徹底したスクラップ・アンド・ビルドに努めること。

#### 4 自主財源の積極的確保

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであるから、課税客体、課税標準の的確な捕捉や収納率の向上に取り組むとともに、景気の動向、地方税法等の改正情報を的確に捉え、適正な予算の計上に努めるものとする。
- (2) 分担金及び負担金、使用料及び手数料等にあつては、原価主義を念頭におき、受益の対象、住民負担の公平、国の基準、他市町との均衡等を勘案し、適正な料金水準の確保に努めるものとする。なお、減免にあつては、その基準を明確にし、適切な運用に留意すること。
- (3) 事業を実施するにあたり、企業協賛、商業広告、クラウドファンディング等の新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討すること。
- (4) ふるさと納税制度については、有効な財源確保の手段となることから、他市町村の成功例等、積極的に情報収集を行い、寄付額の増加を図ること。

#### 5 特別会計・企業会計

一般会計に準じて編成するものとするが、独立採算の原則に基づく自立した経営の確立を図るため、業務の合理化、効率化などによる経費の節減を行うとともに、受益者負担の適正化及び収納率の向上に努めるものとする。

なお、一般会計からの繰出金については、国が定める繰出基準に基づかないもの（基準外繰出金）の縮減を図ることとする。